

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		仮設興行場等の建築許可
根拠法令及び条項		建築基準法第85条第6項
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審査基準	関係条項	
	基準 (未設定の場合はその理由)	未設定（許認可等の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であると認められるため）
	参考事項	解釈文書等 「建築基準法質疑応答集」（第一法規 平成元年） 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（技術的助言）」（令和4年5月20日国住指第126号）
	設定等年月日	年 月 日設定（年 月 日最終変更）
標準処理期間	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	60日
	設定等年月日	平成6年10月1日設定(平成16年4月1日最終変更)